

ボーナスカットは、 組織破壊攻撃だ！

1月28日、私たちは会社によるボーナスカットの不当性について分会情報「交差点No.324」を掲示し明らかにしました。ところが会社は、同日に掲示物を撤去しました。7名への攻撃と共に、掲示物の不当撤去は分会組織への組合活動への不当介入です。組合掲示物の不当撤去による不当労働行為は裁判所において何度も組合側が勝利しています。そして、昨年冬のボーナスカットの理由として以下の理由が明らかになりました。これまで、多くの社員が「こんな理由でカットとは」と疑問や不満を口にしています。皆さん！今回どう思いますか！？

(1) A組員

- ①5月頃、新大阪駅にてパンタ上昇表示灯の確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があった。
- ③7月頃、大一両における運転整備時、ハンドル投入後のATC信号動作表示灯等の確認を怠った。

(2) B組員

- ①5月頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があった。
- ②9月頃、上り列車の米原駅から岐阜羽島駅間にて信号関係喚呼を怠った。
- ③9月頃、新大阪駅から引き上げ線にて発車までの時間確認喚呼を怠った。

(3) C組員

- ①6月頃、新大阪駅における運転整備時パンタグラフ上昇前に電車線電圧と準備未了表示灯の確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時 乗務報告書の実績報告記入欄への記入を怠った。
- ③8月頃、新大阪駅にてパンタ上昇前にVCBを誤投入し 適正に指令報告をしなかった。

(4) D組員

- ①5月頃、名古屋電留線にて地上信号機の背面を通過したにも関わらず停止位置確認喚呼を怠った。
- ②5月頃、乗務点呼時、徐行ノッチ制限表の訂正に不備があった。
- ③6月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。

(5) E組員

- ①6月頃、新大阪駅から引き上げ線にて新大阪駅発車時、入れ換え4原則で携帯時計による時刻確認を怠った。
- ②6月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。
- ③8月頃、引き上げ線の運転整備時 列番設定を怠った。

(6) F組員

- ①7月頃、引き上げ線から新大阪駅にて速度超過した。
- ②7月頃、引き上げ線にてハンドル抜き取り時、BC圧の確認喚呼を誤った。
- ③8月頃、乗務点呼時徐行ノッチ制限表の訂正に不備があった。

(7) G組員

- ①4月頃、退出点呼時 乗務報告書の記載に不備があった。
- ②4月頃、新大阪駅から引き上げ線にて引き上げ到着時刻の採時を誤った。
- ③4月頃、新大阪駅から引き上げ線における入れ換え4原則確認時、戸じめ点の指押し確認を怠った。